**「奨学のための給付金」制度のご案内＜新入生への一部早期給付＞**

**１　制度の概要**

* 返済不要の給付金（定額）が東京都から保護者の口座に振り込まれる制度です。
* 通常は７月から申請を受け付け、給付金（年額）を一括で振り込みますが、令和５年度新入

生のうち、希望される方は、**４～６月分（年額の４分の１）を７月または９月頃に**受給できます。

**※**給付金の一部を早期に受給する制度です。年額は通常申請の場合と**同額**になります。

※　**７～翌年３月分を受給するためには、別途申請が必要です。**

※　一部早期給付を希望しない方は、７月から受付を開始します。

○　制度の詳細については、入学手続時に配布したリーフレットをご確認ください。

※　東京都立光丘高等学校ホームページにもデータを掲載します。

**２　対象になる世帯**

　令和５年4月1日現在、主に以下の要件を満たしている保護者に支給されます。詳細は入学手続き時配布のリーフレットで確認してください。

（１）以下のいずれかに該当する世帯であること。

［1］生活保護（生業扶助）受給世帯

［2］保護者全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税（0円）世帯

［3］令和５年4月1日までに家計が急変し、保護者全員の都道府県民税所得割及び区市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯に相当すると認められる世帯

（２）保護者が東京都内に住所を有していること。

**３　申請方法**

（１）申請を希望される場合、申請書類一式を経営企画室（１階）窓口で受け取ってください。

　　　　 ※４月２１日（金）から配布を開始します。

（２）必要書類を作成し、下記提出期限までに経営企画室（１階）窓口に提出（生徒でも可）または郵送（簡易書留またはレターパック）してください。

**４　必要書類の提出期限**

**（１）７月頃に給付を希望する場合：令和５年５月１５日（月）　１７時（必着）**

**（２）９月頃に給付を希望する場合：令和５年６月３０日（金）　１７時（必着）**

※不備があった場合に備えて、お早めに申請書類を受け取り、提出してください。

【問合せ先】

東京都立光丘高等学校　経営企画室

電話　03－3977－1501